

●単産レポート 〈全教〉

教職員の長時間労働の実態と課題

蟹澤 昭三

全教は、2012年10月に「勤務実態調査2012」（以下、本調査）を実施した。その目的は、教職員の労働実態を社会的に可視化させ、その是正に向けて世論を喚起するとともに、具体的な施策について文科省および地方教育委員会との協議・交渉を開始するためである。

日本の教職員の長時間労働の深刻さの根源には、法制度の問題もある。日本において、なによりも「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下、給特法）の改正が必要である。給特法の原則は、「学校長が勤務の割振りを適正に行つて教職員に時間外勤務をさせない」ことである。にもかかわらず、教職員の中に恒常的な長時間労働が蔓延している。給特法自体が機能不全におちいつていることは紛れもない事実である。しかも、時間外勤務手当を支給する必要がないことを法律で定めているため、教職員定数増を要求する財政的な根拠を持ち得ないという結果も招いてきた。

調査結果は何を示したか

本調査は、2012年10月1日～7日の1週間をゾーンとし、全教のすべての構成組織と教組共闘連絡会に参加する教職員の協力を得て、全国39都道府県で実施された。

本調査における一般教員の集計は、5880名分（男3221名、女2659名）であった。

学校内で行った1か月の平均時間外勤務時間は、72時間56分。家で行った持ち帰り仕事時間は22時間36分となった。平均時間外

勤務時間と持ち帰り仕事時間の合計は95時間32分である。1か月100時間以上および80時間以上の時間外勤務を行っている教職員が35.8%と、全体の3分の1を超えた。学校種別にみた平均時間外勤務時間は、小学校：68時間36分、中学校：91時間43分、高校（全日制）：79時間19分、障害児学校：55時間54分となっている。

教職員について、24時間の生活時間を調査したことから、以下のような全体状況が概観できる。

①教職員全体の出勤時間帯のピークは7時30分からの30分間、早い人は6時30分過ぎには「朝の業務」がはじまる。②法定の勤務開始時間は全国平均で8時26分。昼間は授業が中心だが、昼休みに「生徒指導」が集中する、また、「生徒指導」は放課後にも山がある。③「授業準備」は、授業が終わってからが基本だが、この時間は「会議・打合せ」や「その他の校務」のピークでもある。放課後は「部活動」もはじまる。法定の勤務終了時間は全国平均で16時56分、退勤時間帯のピークは19時00分からの30分間である。④平日の放課後の時間帯は、こうした業務が重なっているため、結局、土日に「授業準備」と「事務・報告書作成」が多くならざるをえない。⑤「授業準備」「成績処理」と「事務・報告書作成」の時間帯は、0時過ぎまで続いている。また、「授業準備」を早朝からはじめている教職員も多い。

本調査における教職員全体の平日平均睡眠時

間は6時間19分であった。男性の平均は6時間27分(6時間未満22.5%)、女性の平均は6時間10分(6時間未満35.7%)となっている。男女別にみると、女性の睡眠時間は3分の1強が6時間未満であり、7時間以上の睡眠が確保できているのは、19.7%にすぎない。男性の7時間以上は32.4%であった。

教職員の意識調査においては、「今の仕事はやりがいがある」に「とても」「わりと」と答えた割合が81.5%になった。また、「仕事に追われて生活のゆとりがない」74.8%、「授業の準備をする時間が足りない」75.8%、「保護者や地域住民への対応が増えた」63.0%、「行うべき仕事が多すぎる」84.6%となった。

長時間労働を解決するための 制度上の課題

教職員の法定勤務時間は1日7時間45分、週38時間45分である。生徒指導や部活動指導、緊急業務などは、勤務時間外に及ぶ可能性がある業務である。本調査では、それらの業務を除いて集計した業務時間は、法定勤務時間である7時間45分を超えている(表1)。

表1 教職員の勤務時間の実態

業務等の種類	小学校	中学校	高校	障害児学校
朝の業務	34分	36分	28分	37分
日常の業務	7分	6分	10分	9分
授業	5時間07分	3時間47分	3時間03分	4時間06分
授業準備	1時間18分	1時間19分	1時間48分	1時間15分
学習指導	10分	7分	15分	5分
成績処理	31分	37分	34分	6分
児童会・生徒会指導	3分	6分	3分	1分
学校行事	26分	34分	27分	24分
学年・学級経営	17分	23分	11分	10分
会議・打ち合わせ	37分	29分	26分	49分
事務・報告書作成	18分	23分	33分	44分
校内研修	7分	3分	2分	5分
校外研修	7分	6分	9分	3分
時間計	9時間42分	8時間36分	8時間09分	8時間34分

この実態を放置しては、教職員の時間外勤務は絶対に解消されない。教職員の本来業務が法定勤務時間内で終わられるようにするためには、現行の教職員定数法を抜本的に改正し、教職員を大幅に増やすことによって、担当授業時間数を減らすことが不可欠である。

全教は文部科学省に対して、①勤務時間把握を使用者が的確に行うこと、②給特法を改正し、やむを得ない時間外勤務について労働基準法にもとづく時間外勤務手当を支給すること、を求めている。

長時間労働と日本の教育、教職員

本調査で「授業準備をする時間が足りない」とする教職員は、「とても感じる」「わりと感じる」を合わせて75.8%にもものぼっている。

30分時間軸を業務ごとに集計すると、授業をしている時間と授業準備の時間は、表2の通りとなる。

文科省は、2002年5月23日の参議院文教科学委員会において、「1時間の授業には1時間の準備が必要」と答弁している。これに照らすと、授業準備時間は、小学校で3時間49分、

表2 授業時間と授業準備時間

学校種	授業時間	授業準備時間
小学校	5時間 07分	1時間 18分
中学校	3時間 47分	1時間 19分
高校(全日制)	3時間 03分	1時間 48分
障害児学校	4時間 06分	1時間 15分

高校でも1時間15分足りないことになる。

授業時間と授業準備時間のアンバランスは、2008年に告示された学習指導要領によって、教職員の定数増のないまま、授業時間が増やされたことが一つの要因となっている。

同時に、2007年から始まった全国学力・学習状況調査の結果が都道府県ごとに公表されることにより、「全国平均」を超えるための「学力向上」策の策定が、各学校に強く求められることとなった。「学力向上」のために「授業時数の確保」がすすめられたが、そのことによって生じた授業時数増に対応する教職員定数増は行われていない。ILO・ユネスコの「教員の地位に関する勧告」（以下、1966年勧告）に照らせば、専門職活動の中心部分である授業を最高水準に達するものとするため、授業準備時間が確保されるように教職員配置、教職員一人あたりの持ち授業時数の設定などをすることは、当局の最も重要な教育政策である。

子どもたちの成長・発達を保障するために

2010年国連子どもの権利委員会最終報告書は、「高度に競争主義的な学校環境が、就学年齢にある子どもの間のいじめ、精神的障害、不登校・登校拒否、中退および自殺の原因となることを懸念し、「大学を含む学校システム全体を見直すこと」を日本政府に勧告している。

いじめ問題の解決に向けては、文科省も、10月11日に決定された国の「いじめ防止基

本方針」において、「生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置や養護教諭を含めた教職員の配置など、教職員の目が行き届き、児童生徒一人一人に対してきめ細かく対応できる環境を整備する」こと、「教職員が子供たちにきちんと向き合い、いじめの防止等に学校として一丸となつて組織的に取り組んでいくことができるような体制の整備が重要であり、教職員定数の改善措置」を行うことを挙げている。つまり、国際基準に照らしても、文部科学省の基本方針に照らしても、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保することは、子どもたちの成長・発達を保障するために重要な課題となっているのである。

すべての労働者と連帯し労働条件の改善を

本調査は、教職員が恒常的に異常な長時間過密労働にあえいでいることを明らかにした。

財界が労働法制の規制緩和の徹底を求めつづけ、自公政権が、あらためて残業代ゼロ法案の成立をはじめ、労働法制の改悪に意欲を燃やしている現在、教職員の勤務実態を社会的に可視化し、保護者をはじめ他の労働者と連帯して改善を求めていくことは重要なたたかいである。1966年勧告では、「教員の地位は、教育の目的、目標に照らして評価される教育の必要性にみあったものでなければならない」と、教員の地位が子どもたちの教育のためにあることを明確にしている。教職員の労働条件を、こうした国際基準に近づけていくためにも、すべての労働者と連帯して、労働法制の改悪を阻止するたたかいをすすめていきたい。

（かにさわ しょうぞう・全日本教職員組合中央執行副委員長）